

医療法人設立の手引

平成26年7月

◆ 東京都福祉保健局医療政策部医療安全課

はじめに

この手引書は、医療法人制度の概要と医療法人の設立手続等について概説したもので、東京都知事の認可を受けようとする方、すなわち東京都内のみで病院・診療所・介護老人保健施設等（以下このページにおいて「病院等」という。）を開設する医療法人を設立する方を対象として作成されています。

したがって、東京都以外の道府県で病院等を開設する医療法人を設立するときは、その道府県の知事が認可権者となりますので、その道府県庁の窓口へお問い合わせください。

また、複数の都道府県にまたがって、病院等を開設する医療法人を設立するときは、厚生労働大臣が認可権者となります。この場合は、主たる事務所の所在する都道府県庁の窓口へお問い合わせください。

※ 医療法人設立の手引は、東京都福祉保健局医療政策部医療安全課のホームページにも掲載されています。

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/index.html>

[目 次]

第1章 医療法人制度の概要	7
1 医療法人制度	7
2 医療法人の役割	7
3 医療法人の非営利性	7
4 医療法人の種類	8
第2章 医療法人の設立	9
1 医療法人の設立申請ができる方	9
2 医療法人の設立者（医療法人を設立しようとする者）	9
3 医療法人の構成	10
4 医療法人の名称	12
5 医療法人の財産	12
6 基金制度（医療法人社団の場合）	14
7 医療法人の成立	15
第3章 医療法人の業務と運営	16
1 運営の原則	16
2 特別代理人の選任	16
3 業務の範囲	16
4 剰余金配当の禁止	17
5 医療法人の義務	17
6 医療法人の経営の透明性の確保	17
7 医療法人に対する指導監督	18
第4章 医療法人設立認可申請の手順	19
1 医療法人設立認可申請・登記の手順	19
2 設立認可申請書作成の手順	20
医療法人設立認可申請書チェックリスト	23

医療法人設立認可申請書様式及び作成・記入例

(様式1) 医療法人設立認可申請書	29
医療法人社団定款例	31
医療法人財団寄附行為例	38
(様式2) 医療法人設立総会議事録	44
(様式3) 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録	49
(様式4) 設立財産目録の明細書	51
(参考) 現物拠出の価格が相当である旨の証明書	56
(様式5) 減価償却計算書	57
(様式6-1) 基金の募集事項等の通知について	59
(様式6-2) 基金引受申込書	60
(様式6-3) 基金の割当ての決定について	61
(様式6-4) 基金拠出契約書	62
(様式6-5) 拠出(寄附)申込書	67
(様式7-1) 設立時の負債内訳書	68
(様式7-2) 設立時の負債内訳書(資産計上するリース物件に係るもの)	70
(様式8) 負債の説明資料	72
(様式9-1) 負債残高証明及び債務引継承認願(全額)	74
(様式9-2) 負債残高証明及び債務引継承認願(一部)	75
(様式9-3) 負債残高証明及び債務引継承認願(資産計上するリース物件)	76
(様式10) リース物件一覧表	77
(様式11) リース引継承認願	79
(様式12) 役員及び社員の名簿	80
(様式13) 履歴書	82
(様式14) 委任状	84
(様式15) 役員就任承諾書	86
(様式16) 管理者就任承諾書	88

(様式17-1) 開設しようとする診療所（病院・介護老人保健施設）の概要	90
(様式17-2) 開設しようとする施設等（附帯業務）の概要	94
(様式18) 覚書	96
(様式19) 近傍類似値について	98
(様式20) 設立後2年間の事業計画	99
(様式21) 設立後2年間の予算書	100
(様式22) 予算明細書	102
(様式23) 職員給与費内訳書	106
(様式24) 過去2年間の実績表	109
医療法・医療法施行令・医療法施行規則抜粋	(1)～(23)

第1章 医療法人制度の概要

1 医療法人制度

(1) 知事の認可

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設（以下「診療所等」という。）を開設しようとする社団又は財団は、東京都知事の認可を得て、医療法人とすることができます。…… 医療法（以下「法」という。）第39条
医療法人は、東京都知事の認可を受けなければ、設立することができませんので、医療法人の設立認可の申請を行います。…………法第44条

認可にあたっては、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有していることが必要です。

………… 法第41条、医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の34

(2) 医療法人制度の目的

医療法人制度の目的は、医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与することにあります。その趣旨は、医療事業の経営主体を法人化することにより①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関等の経営に永続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにあります。

その結果としては、①高額医療機器の導入が容易になる等医療の高度化を図ることができ、②地域医療の供給が安定する等の事項が考えられます。

2 医療法人の役割

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めることとされています。

3 医療法人の非営利性

医療法人は、医療事業の経営を主たる目的としています。

医療法人は、公益法人と区別されていますが、これは医療事業が公益事業のような積極的な公益性を要求すべき性格のものではないからです。

一方、法第54条で剰余金の配当が禁止され、當利法人たることを否定されています。この点で会社法上の株式会社等とも区別されています。

4 医療法人の種類

(1) 社団と財団

医療法人には、医療法人社団と医療法人財団の2種類があり、その違いはおおむね次のとおりです。

ア 医療法人社団

複数の人が集まって設立される医療法人であり、設立のため、預金、不動産、備品等を拠出するものです（医療法改正（平成19年）により、平成19年4月1日以降は出資持分の定めのある医療法人を設立することはできなくなりました。）。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び定款に定める方法により残余財産を処分します。

イ 医療法人財団

個人又は法人が無償で寄附する財産に基づいて設立される医療法人です。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び寄附行為に定める方法により残余財産を処分します。

ウ 定款と寄附行為

医療法人社団は「定款」で、医療法人財団は「寄附行為」で、それぞれ基本事項を定めます。

(2) 一人医師医療法人

医療法改正（昭和60年）前の医療法人（病院又は常勤の医師又は歯科医師が3人以上勤務する診療所を開設する医療法人）に対し、改正後の医療法人のうち常勤の医師又は歯科医師が1人又は2人勤務する診療所を開設する医療法人を、いわゆる「一人医師医療法人」と言います。しかし、医療法上は、設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。役員、社員及び評議員が1人でいいということでもありません。

第2章 医療法人の設立

1 医療法人の設立申請ができる方

- (1) 医師又は歯科医師である方
- (2) 欠格条項（法第46条の2第2項）に該当していない方
 - ア 成年被後見人又は被保佐人でない方
 - イ 医療法、医師法、歯科医師法及び関係法令により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年が経過している方
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった方

2 医療法人の設立者（医療法人を設立しようとする者）

- (1) 医療法人社団の設立者
 - ア 医療法人社団の設立者の員数は、通常、設立者全員が成立後の医療法人社団の社員となりますので、3名以上が必要です（上記1の医療法人の設立申請ができる方を含む。）。
 - イ 医療法人社団の設立者は、3名以上の設立者により医療法人社団の基本事項である定款を定めたら、設立総会を開催し、設立時に決定すべき事項を決議して、その議事録を作成します。
- (2) 医療法人財団の設立者
 - ア 医療法人財団の設立者の員数は、少なくとも上記1の医療法人の設立申請ができる方がいれば、1名以上で設立できます。
 - イ 医療法人財団の設立者（設立者が2名以上あるときは、その全員）は、医療法人財団の基本事項である寄附行為を定め、設立時に決定すべき事項を決議して、その決定事項を確認できる書面（設立趣意書など）を作成します。
- (3) 設立者の責務
 - 設立者又は設立代表者（設立者が2名以上あるときは、適法に選任された者をいう。）は、医療法人の設立認可に関する必要な手続を行います。

3 医療法人の構成

(1) 役員

ア 役員の種類・人数

- ① 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。 …… 法第46条の2第1項
- ② 成年被後見人又は被保佐人など、法第46条の2第2項に該当する者は、医療法人の役員になることはできません。
- ③ 役員は、自然人に限られます。
- ④ 未成年者が役員に就任することは、適當ではありません。
- ⑤ 医療法人と取引関係にある営利法人の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から原則認められません。

イ 理事

- ① 理事は、医療法人の常務を処理します。
- ② 医療法人が開設するすべての診療所等の管理者は、理事に就任しなければなりません。 …… 法第47条第1項本文

ウ 理事長

- ① 理事のうち1人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選任します。 …… 法第46条の3第1項本文
- ② 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理します。 …… 法第46条の4
- ③ 複数の医療法人の理事長を兼務することは不適当です。

エ 監事

- ① 監事の職務は、法第46条の4第7項に規定されています。
- ② 監事は、医療法人の理事、従業員を兼ねることができません。 …… 法第48条
- ③ ②以外に、次の者は、監事に就任することができません。
 - ・ 医療法人の理事（理事長を含む。）の親族（民法第725条の規定に基づく親族）
 - ・ 医療法人に出資（拠出）している社員（医療法人社団の場合）
 - ・ 医療法人と取引関係・顧問関係にある個人、法人の従業員

例：医療法人の会計・税務に関与している税理士、税理士事務所等の従業員

(2) 社員・・・医療法人社団の場合

- ア 医療法人社団は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といいます。従業員とは異なります
- イ 社員は、社員総会という合議体の一員なので、原則として3人以上必要です。
- ウ 拠出者は、通常、社員として入社します。
- エ 拠出しない人も、自然人であれば、社員として入社できます。したがって、医療法人や株式会社等の団体は、拠出の有無にかかわらず、社員として入社できません。
- オ 社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の規定に基づき、退社します。

(3) 評議員・・・医療法人財団の場合

- ア 評議員会を組織する評議員の人数は、理事の定数を超えていなければなりません。 …… 法第49条第2項
- イ 評議員は、評議員会を構成する一員で、次に掲げる者とします。 …… 法第49条の4第1項
- ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者
 - ② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
 - ③ 医療を受ける者
 - ④ その他特に必要と認められる者
- ウ 評議員は、上記イのとおり、医療法に限定列挙された自然人なので、それ以外の者や株式会社等の団体からは、選任できません。また、上記イの中の一定の者や特殊な関係にある団体等の関係者だけに片寄ることなく、まんべんなく選任する必要があります。
- エ 評議員は、役員を兼ねることができません。 …… 法第49条の4第2項

(4) 従業員

- ア 医療法人の開設する診療所等で働いている方を言います。
- イ 医師又は歯科医師のほかに、診療所にあっては看護師又は准看護師、歯科診療所にあっては歯科衛生士が常勤で1名以上従事していることが望ましいです。

4 医療法人の名称

- (1) 「医療法人社団」「医療法人財団」は必ず表記してください。
- (2) 誇大な名称は避けてください。
(例) ○○クラブ、○○研究会、○○グループ、セントラル、○○センター、
第一○○、優良○○
- (3) 国名、都道府県名、区名及び市町村名を用いないでください。
- (4) 既存の医療法人（都内、他県の隣接地域にあるものを含む。）の名称と、同一又は紛らわしい表記は避けてください。
- (5) 取引会社等関係がある営利法人等の名称は用いないでください。
- (6) 診療科名を単独で法人名に使用することはできません。ただし、固有名詞（「クリニック」等）と組み合わせて使用することは可能です。
- (7) 広告可能な診療科名として認められていないものを名称の中に含めることはできません。
詳細は、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日付け医政発第0330014号）」を参照してください。
- (8) 当て字等で通常の漢字と異なる読み方になるもの（アルファベット表記で読みないものを含む。）は避けてください。

5 医療法人の財産

- (1) 拠出（寄附）財産
 - ア 財産の種類
 - ① 基本財産 不動産、運営基金等の重要な資産
 - ② 通常財産 基本財産以外の資産
 - イ 財産の額
 - ① 土地、建物 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額
 - ② 建物附属設備 減価償却した簿価
 - ③ 現預金 残高証明書にある金額の範囲内

医業未収金については直近2か月分の診療報酬等の

決定通知書の金額の範囲内

- ④ 医療用器械備品 …… 減価償却した簿価
- ⑤ 什器・備品 …… 減価償却した簿価
- ⑥ 電話加入権 …… 時価
- ⑦ 保証金等 …… 契約書の金額

※ 契約書に保証金の償却に関する条項がある場合は、償却後の金額（退去時に返還される金額）

※ 減価償却については、「基準日」があります。

直近の申請の基準日については、東京都福祉保健局のホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」の「基準日一覧表」をご確認ください。

ウ 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有している必要があり、それに見合った財産の拠出（寄附）が必要です。

エ 拠出（寄附）財産は、拠出（寄附）者に所有権があり、医療法人に拠出するのが適切なものとします。個人的な医師会（歯科医師会）の入会金等は拠出できません。消耗品や一括償却資産についても同様に拠出できません。

(2) 負債の引継ぎ

ア 拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができますが、原則として借入日より後に支払いを行っている必要があります。なお、法人化前の運転資金に充てた負債は引き継ぐことができません。

イ 拠出と債務引継ぎは同時にを行うことが必要です。設立時に拠出した財産取得に係る負債を、設立後に引き継ぐことはできません。

(3) 運転資金

ア 原則として初年度の年間支出予算の2か月分に相当する額とします。

イ 現預金等の換金が容易なものとします。

ウ 設立後の金融機関等からの借入金は、運転資金として算入できません。

(4) 各種契約

ア 設立認可に当たっては、拠出（寄附）財産に加え、診療所等を法人開設するに当たって必要な契約（建物賃貸借契約（覚書を含む。）、物品売買契約等）が締

結されている必要があります。

イ 基金拠出契約についても、締結されている必要があります。

6 基金制度・・・医療法人社団の場合 規則第30条の37、規則第30条の38

- (1) 基金とは、医療法人社団に拠出された金銭その他の財産であり、医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。基金制度を採用することにより、剩余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。
- (2) 基金制度を採用する場合は、医療法人は、制度について定款に定めなければなりません。
- (3) 基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。
 - ① 募集に係る基金の総額
 - ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨及び当該財産の内容・価額
 - ③ 金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間
- (4) 医療法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、基金の募集事項に関する通知をしなければなりません。
- (5) 医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定めて、その者に割り振る基金の額を定めなければなりません。この場合は、当該申込者に割り当てる基金の額を、申込額より減額することもできます。
- (6) 基金を引き受けようとする者が、基金の総額の引受けを行う契約を締結する場合（1人で基金の全額を引き受ける場合）は、(4)、(5)の基金の申込み及び割当てに関する手続は不要です。
- (7) 基金に拠出する現物拠出の総額が、5百万円を超える場合は、その価格が相当であるという弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（様式任意。ただし、P56に参考様式を掲載）が必要です。
- (8) 次に掲げる者は、(7)の証明をすることができません。
 - ① 医療法人の役員、従業員

- ② 基金の引受人
 - ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①及び②に掲げる者に該当する場合
- (9) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければなりません。
- 医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該会計年度の次の会計年度の決算に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。
- ① 基金（代替基金を含む。）の総額
 - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
 - ③ 資本剰余金の価額
- (10) (9)に違反して基金の返還をした場合は、返還を受けた者及び返還に関する職務を行った業務執行者は、医療法人に対して、連帶して(9)に違反して返還された額を弁済する責任を負います。また、(9)に違反して基金の返還がされた場合は、医療法人の債権者は、返還を受けた者に対し、返還の額を医療法人に対して返還することを請求することができます。
- (11) 基金の返還を行う場合は、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する必要があります。代替基金は、取り崩すことができません。
- (12) 基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。
- (13) 特定医療法人及び社会医療法人は、基金制度を採用することができません。

7 医療法人の成立

医療法人は、認可を受けただけでは成立しません。医療法人の主たる事務所の所在地において、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の定めるところにより、設立の登記をすることによって成立します。 …… 法第46条第1項

第3章 医療法人の業務と運営

1 運営の原則

- (1) 医療法人の行為は、すべて法令等、定款（財団の場合は寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものと見なせますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等）については、必ず、社員総会（財団の場合は理事会）の議決を経なければなりません。
- (2) 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。資金の一時的な融通のために、理事等が医療法人に貸付けを行うことも、適当ではありません。
- (3) 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。 …… 法第41条、規則第30条の34

2 特別代理人の選任

医療法人と理事長個人との利益が相反する事項（例：医療法人と理事長個人との間で行う建物の売買契約（賃貸借契約））については、理事長は医療法人の代表権を有さず、特別代理人を選任して医療法人を代表させなければなりません。

3 業務の範囲

- (1) 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができません。
- …… 法第39条、法第42条
- (2) 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第42条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。 …… 法第42条
- (3) 医療法人は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、

指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に違反するため、認められません。

4 剰余金配当の禁止

医療法人は、利益の配当を行うことができません。事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に当てるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸付け等を行うことはできません。 …… 法第54条

5 医療法人の義務

(1) 事業報告書等の提出

医療法人は、毎会計年度の終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「事業報告書等」という。）、監事の監査報告書を東京都知事に届け出なければなりません。 …… 法第52条第1項

(2) 登記の届出及び役員変更の届出の提出

登記事項に変更があった場合（資産総額の変更、理事長の任期満了による重任を含む。）は登記を行い、さらに登記事項の届出を、遅滞なく、東京都知事に提出しなければなりません。 …… 医療法施行令（以下「令」という。）第5条の12 役員に変更があった場合（任期満了による重任の場合を含む。）は、医療法人の役員変更届を東京都知事に提出しなければなりません。 …… 令第5条の13

(3) 書類の整備・閲覧

医療法人は、事業報告書等、監事の監査報告書、定款又は寄附行為を常に事務所に備えておくことが義務付けられています。また、社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。 …… 法第51条の2

6 医療法人の経営の透明性の確保

東京都知事は、定款（寄附行為）、事業報告書等、監事の監査報告書について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査

報告書については、過去3年間に届け出られたものが閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。 …… 法第52条第2項、規則第33条の2第2項

7 医療法人に対する指導監督

(1) 報告・検査

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反している疑いがある場合、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合は、医療法人に対し、報告を求めることや医療法人の事務所に立ち入り、検査をすることがあります。 …… 法第63条

(2) 法令等の違反に対する措置

(1)と同様の場合、東京都知事は、医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員の解任を勧告することがあります。 …… 法第64条

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又はすべての診療所等を休止若しくは廃止した後、1年以内に正当の理由がないのに診療所等を開設しないとき又は再開しないときは、設立認可を取り消すことがあります。 …… 法第65条

また、医療法人が法令に違反し、又は法令に基づく東京都知事の命令に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。 …… 法第66条

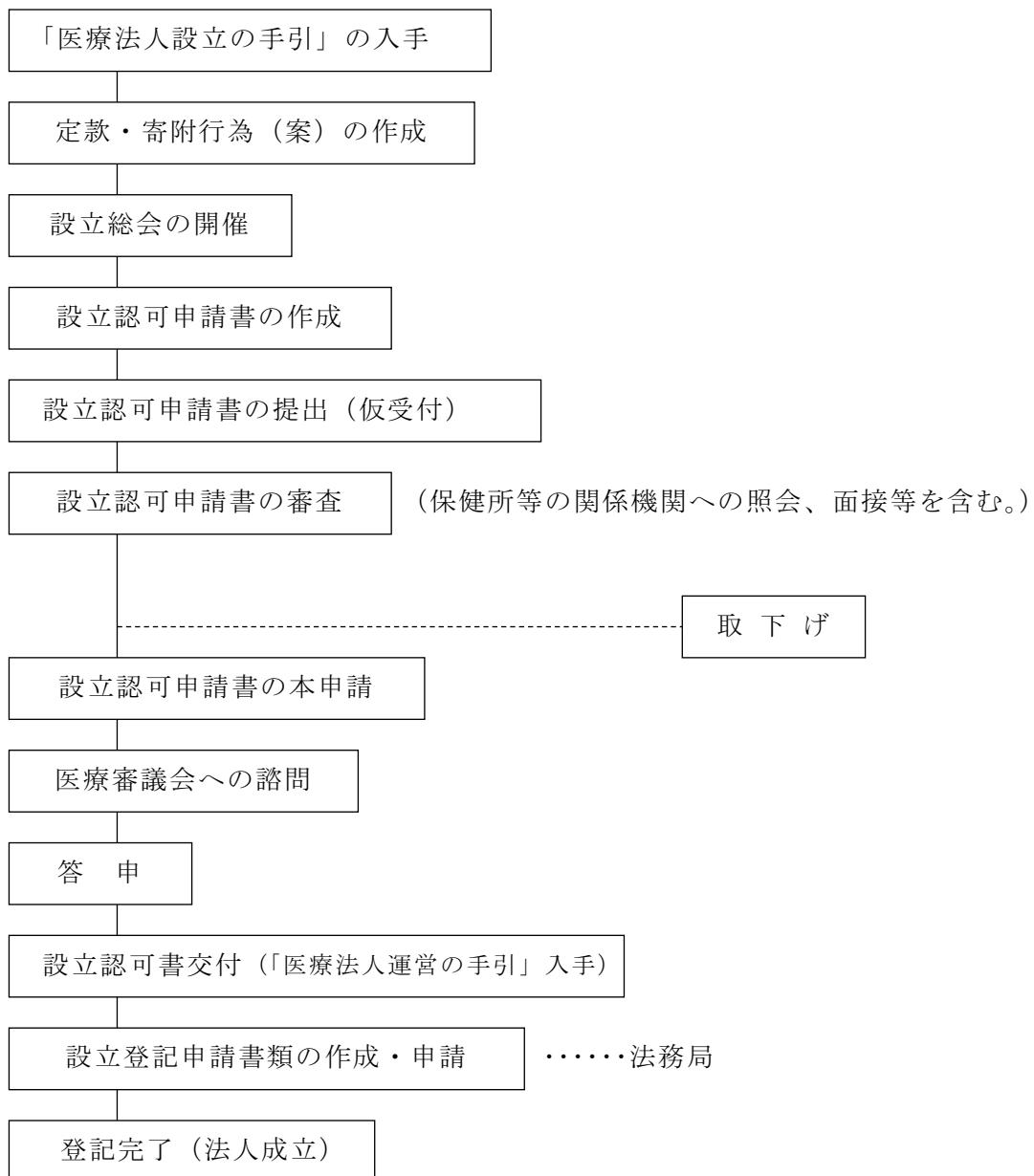
(4) 罰則

医療法人の医療法違反に関しては、法第71条の7から第77条までの規定に基づく罰則の適用があります。

第4章 医療法人設立認可申請の手順

1 医療法人設立認可申請・登記の手順

東京都における医療法人の設立認可申請から登記までのスケジュールは、おおむね以下のようになっています。



医療法人設立後の手続については、「医療法人運営の手引」（東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて有償頒布）を参照してください。

※ 「医療法人運営の手引」は、東京都福祉保健局医療政策部医療安全課のホームページ

にも掲載されています。

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/hojin/index.html>

2 設立認可申請書作成の手順

(1) 様式

- ア この手引書で定めた様式を用い、パソコンで作成してください。
- イ 仮受付が実質的な申請行為になり、仮受付最終日以後次回仮受付まで申請できません。
- ウ 様式は必ずA4判にしてください。様式、添付書類が、A4判より大きい場合は、A4判のサイズに折りたたんでください。A4判より小さい場合は、A4判の用紙にのり付けしてください。
- エ 様式に盛り込まれた必要な項目はすべて備えてください。著しく不備がある書類は受け付けできません。ただし、不要なものは、適宜省いてください。
- オ 異なる様式を表裏に掲載しないでください。
- カ 使用する漢字は、人名や地名を除いて、原則として常用漢字としてください。
- キ 金額の単位に注意してください。

(2) 作成部数等

仮受付時

- ア 仮受付に必要な提出部数は1部です。申請者の控えは必要部数を保管しておいてください。(提出されてもお返しできません。)
- イ チェックリスト(後記)順にそろえ、ダブルクリップで留めてください。訂正書類の差替え等がしづらくなるので、ホッチキス等で綴じないでください。
- ウ 提出の際は、「受付票」を添付してください。
「受付票」は、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」からダウンロードしてください。
- エ 押印は、必要ありません。
- オ 承認願等への押印は不要です。ただし、事前に相手方の確認は取るようにしてください。
- カ 官公署・銀行等の書類については、写しを提出してください。原本を提出されてもお返しできません。

キ 提出書類は、原則、郵送により提出してください。

【送付・問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課医療法人係

電話番号 03-5320-4426 (直通)

本申請時

ア 提出部数は正本と副本の2部です。この2部は、東京都保存用（正本）と認可書交付用（副本）です。申請者の控えは必要部数を適宜用意してください。申請書提出時に收受印を押してお返しします。

イ 様式記入例のとおりに押印をしてください。押印には実印を用いてください。

ウ 押印の必要な書類は、提出用2部（正本・副本）ともに原本が必要です。ただし、エに記載のない契約書類は、2部ともに写しを提出してください。

エ 以下の書類については、原本は提出用のうち1部（正本）のみとし、もう1部（副本）は写しを提出してください。

- ①不動産鑑定評価書
- ②負債残高証明及び債務引継承認願
- ③リース引継承認願
- ④預金残高証明書
- ⑤不動産賃貸借契約引継承認書（覚書）
- ⑥土地・建物登記事項証明書
- ⑦印鑑登録証明書

オ チェックリスト（後記）順にそろえてください。

正本：申請書（一式）をチェックリスト順にそろえ、ダブルクリップで留める。

副本：
申請書（様式1）
定款（寄附行為）

+

その他の
申請書類

・クリップで留める。

・左側に2箇所パンチで穴を開ける。

・フラットファイルに綴じる。

・表紙・背表紙に法人名を記入する。

カ 本申請に際しての注意事項（ア～オの事項を含む。）は、本申請をお願いする時点で、改めて担当から連絡します。

(3) 記入上の注意

様式ごとの記入上の注意については、記入例を表示したページで確認してください。

(4) チェックリストによる点検

最後に、チェックリストで必要書類の漏れがないか、再度ご確認ください。

医療法人設立認可申請書チェックリスト

- 1 各書類の「基準日」に留意してください。「基準日」は、申請時期により異なるため、この手引書には掲載していません。東京都公式ホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」から「基準日等一覧表」をダウンロードしてください。
- 2 次の書類以外に、内容確認のために追加書類の提出をお願いする場合があります。

項目	様式	記入例	注意事項
受付表			東京都公式ホームページから直近の申請時期のものをダウンロードしてください。
医療法人設立認可申請書	1	P 2 9	日付は東京都が指定した日
定款（寄附行為）			
設立総会議事録	2	P 4 4	仮受付より以前の開催日付
財産目録	3	P 4 9	基準日あり
財産目録明細書	4	P 5 1	基準日あり
不動産鑑定評価書			不動産を拠出する場合
減価償却計算書	5	P 5 7	基準日あり
基金拠出契約書等	6－1～4	P 5 9	基金制度を採用する場合
拠出（寄附）申込書	6－5	P 6 7	基金制度を採用しない場合
預金残高証明書			発行から3か月以内のもの
診療報酬等の決定通知書			直近2か月分（未収入金を拠出する場合）
設立時の負債内訳書	7－1、2	P 6 8	基準日あり
負債の説明資料	8	P 7 2	
負債の根拠書類			（例）工事請負契約書、領収書等
債務引継承認願	9－1～3	P 7 4	各債権者ごとに作成
リース物件一覧表	10	P 7 7	物件名、数量、業者名等を記載

項 目	様 式	記入例	注 意 事 項
リース契約書(写し)			現行のものの写し
リース引継承認願	1 1	P 7 9	各リース会社ごとに作成
役員・社員名簿	1 2	P 8 0	基準日あり
履歴書	1 3	P 8 2	設立総会の日付
印鑑登録証明書			発行から3か月以内のもの
委任状	1 4	P 8 4	設立総会の日付
役員就任承諾書	1 5	P 8 6	設立総会の日付
管理者就任承諾書	1 6	P 8 8	設立総会の日付
理事長医師免許証(写し)			原寸大
管理者医師免許証(写し)			原寸大
理事医師免許証(写し)			原寸大
診療所等の概要	1 7 - 1	P 9 0	病院、介護老人保健施設、診療所の場合
施設等の概要	1 7 - 2	P 9 4	附帯業務の場合
周辺の概略図			最寄り駅等、交通経路を表示する
建物平面図			1/50～1/100程度のもの
不動産賃貸借契約書(写し)			
賃貸借契約引継承認書 (覚書)	1 8	P 9 6	
土地・建物登記事項証明書			契約の目的物となっている建物等 発行から3か月以内のもの
近傍類似値について	1 9	P 9 8	設立しようとする医療法人の利害関係者等から物件を賃借する場合のみ添付
事業計画書(2か年又は3か年)	2 0	P 9 9	
予算書(2か年又は3か年)	2 1	P100	
予算明細書	2 2	P102	
職員給与費内訳書	2 3	P106	

項 目	様 式	記入例	注 意 事 項
実績表（2年分）	2 4	P109	開設場所における実績が浅い場合（確定申告前の場合等）は直近までの試算表を添付すること。
確定申告書（2年分）			申告受領印付の写し全部（付表を含む。）
診療所の開設届及び変更届の写し			個人診療所の開設実績のある場合 開設届提出後に変更がある場合

受付表(第〇回)

受付番号	※	ふりがな		※有 法人名の頭文字をひらがな1文字で記入のこと→	頭文字
		法人名	社・財		
事務担当者	氏名		勤務先		
	電話番号		FAX番号		

① 開設予定施設

施設種類	件数	病床数
病院	件	床
医療診療所	件	床
歯科診療所	件	床
介護老人保健施設	件	床
附帯業務施設	件	床
計	件	床

② 設立代表者について、

過去に設立の申請をしたことがありますか。

1. ない

2. ある (平成 年度申請)

③ 書類番号

書類番号	書類名	申請者チェック 判定	※担当課チェック 判定	基準日等注意事項	
				日付・平成 年月日を記入	
1	設立認可申請書				
2	定款(寄附行為)				
3	設立総会議事録			仮受付以前の日付	
4	財産目録			平成年月日現在のもの	
5	財産目録明細書			同上	
6	不動産鑑定評価書			できるだけ新しいもの(不動産を拠出する場合)	
7	減価償却計算書			同上	
8	基金				の場合
9	拠出				場合
10	預金				
11	診療				場合)
12	設立				
13	負担				
14	負担				
15	債権				
16	リース物件一覧表			物件名、数量、リース料金等を記載	
17	リース契約書(写し)				
18	リース引継承認願			各リース会社ごとに作成	
19	役員・社員名簿			平成年月日現在のもの	
20	履歴書			設立総会の日付	
21	印鑑登録証明書			発行から3か月以内のもの	
22	委任状			設立総会の日付	
23	役員就任承諾書			同上	
24	管理者就任承諾書			同上	
25	理事長・管理者医師免許証写し			原寸大のもの	
26	医師(歯科医師)理事の免許証写し			理事が医師(歯科医師)の場合のみ	
27	診療所等の概要				
28	施設等の概要				
29	周辺の概略図			最寄駅、交通経路等を表示	
30	建物平面図			1/50・1/100のもの	
31	不動産賃貸借契約書写し			現行のものの写し 案文も可	
32	賃貸借契約引継承認願(覚書)			貸主ごとに作成	
33	土地登記事項証明書			テナントビルの場合は原則不要	
34	建物登記事項証明書			契約の目的物となっている建物について	
35	近傍類似値について			利害関係者等から物件を賃借する場合	
36	事業計画書			初年度が半年未満の場合は3年分作成	
37	予算書			同上	
38	予算明細書			同上	
39	職員給与内訳書			同上	
40	実績表〔2年分〕			平成年分・平成年分	
41	確定申告書の写し一式			同上(減価償却計算書等含む)	
42	診療所の開設届の写し			個人診療所等の開設実績がある場合	

申請者チェック欄は、添付の有無をチェック(○、有など)してください。

書類番号は確認のためのもので、手引の中の様式番号とは異なります。

※欄は記載しないでください。

様式（記載例）

(様式 1)

年　月　日

東京都知事殿

ふりがな
住 所

ふりがな
設立代表者 氏 名

印

電話番号 ()

医療法人設立認可申請書

医療法人の設立の認可を受けたいので、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　名 称				
2　主たる事務所の所在地	電話番号	()	ファクシミリ番号	()
3　開設しようとする病院 診療所又は介護老人保健 施設の名称及び開設場所	電話番号	()	ファクシミリ番号	()
4　病院、診療所又は介護 老人保健施設以外の業務 を併せて行う場合はその 業務の概要	電話番号	()	ファクシミリ番号	()

〈記載例〉

(様式 1)

平成 年 月 日

東京都知事殿

ふりがな とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

ふりがな あずま きょう た
設立代表者 氏 名 東 京 太 印

電話番号 01(2345)6789

医療法人設立認可申請書

医療法人の設立の認可を受けたいので、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 名	ふりがな 称	医療法人社団 東南会
2 主たる事務所の所在地	ふりがな	とうきょうとちよだくまるのうち 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号東西ビル202号 電話番号09(8765)4321 ファクシミリ番号09(8765)4320
3 開設しようとする診療所の名称及び開設場所	ふりがな	とうなんかいせいほく 医療法人社団東南会西北クリニック とうきょうとちよだくまるのうち 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号東西ビル202号 電話番号09(8765)4321 ファクシミリ番号09(8765)4320

『作成上の注意』

- 申請日欄には、東京都が指定した日を記載してください。
- 不要な部分は削除してください。
例えば、診療所のみを開設しようとする場合は、表中3の左欄から、「病院」及び「又は介護老人保健施設」を削除してください。
- 設立代表者の住所・氏名は、印鑑登録証明書どおりに（住所は都道府県名から）記載してください。
- 設立代表者の住所・氏名、法人の名称、主たる事務所の所在地、診療所の名称及び開設場所には、ふりがなを付けてください。
- 法人の名称、主たる事務所の所在地、診療所の名称及び開設場所は、定款（寄附行為）どおりに記載してください。

ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定めてください。ビル名も定めるのが望ましいです。複数の階や部屋を使用して、医療施設を開設する場合は、主たる事務所の所在地として、1か所を指定してください。

所在地、開設場所は、地番ではなく住居表示としてください。正確な住居表示は、区市町村に確認してください。

医療法人社団定款例	備考
<p style="text-align: center;">医療法人社団〇〇定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社団は、医療法人社団〇〇と称する。</p> <p>第2条 本社団は、事務所を東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的かつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法人社団 〇〇 〇〇病院 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(2) 医療法人社団 〇〇 〇〇診療所 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(3) 医療法人社団 〇〇 介護老人保健施設〇〇園 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>2 本社団が〇〇区（市）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(2) 〇〇診療所 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>(3) 介護老人保健施設〇〇園 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>医療法人社団 〇〇 〇〇訪問看護ステーション 東京都〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>第3章 基金</p> <p>第6条 本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受けける者の募集をすることができる。</p> <p>第7条 本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事務所を有する場合は、すべてについて記載し、主たる事務所を定める。 ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定める。ビル名も定めるのが望ましい。 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち開設する施設のみを掲げる。（第4条、第5条、第23条第3項及び第24条第5項において同じ。） 介護老人保健施設のみを開設する場合は「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。介護老人保健施設を開設しない場合は、「(及び～医療等)」を削除する。 ビルの一室を診療所等とする場合は、階数（部屋番号）まで定める。ビル名も定めるのが望ましい。 地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。（第23条第3項及び第24条第5項において同じ。） 医療法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。 第3章は、基金制度を採用する場合に掲げる。採用しない場合は、掲げる必要はない。

医療法人社団定款例	備考
<p>第 8 条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならぬ。</p> <p>2 本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取り崩すことができない科目をすべて掲げる。
<p>第 9 条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p>	
<p>第 10 条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p>	
<p>第 4 章 社員</p> <p>第 11 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p>	
<p>第 12 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p>	
<p>第 13 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退社について社員総会の議決を要することとしても差し支えない。

医療法人社団定款例	備考
<p>第 5 章 資産及び会計</p> <p>第 14 条 本社団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p> <p>2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>	
<p>第 15 条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
<p>第 16 条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社員総会のみの議決を経ることとしても差し支えないが、理事会の議決を加えるのが望ましい。 (第18条及び第21条において同じ。)
<p>第 17 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	
<p>第 18 条 本社団の收支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>	
<p>第 19 条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任意に1年間を定めても差し支えない。
<p>第 20 条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を東京都知事に届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。 基本財産を設けない場合は、「基本財産に繰り入れ、又は」を削除する。
<p>第 21 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	
<p>第 6 章 役員</p> <p>第 22 条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、理事は3名以上置かなければならない。

医療法人社団定款例	備考
<p>第 23 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理事の職への再任を妨げるものではない。
<p>第 24 条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 理事長は本社団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 <p>5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2 以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。
<p>第 25 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	
<h3>第 7 章 会議</h3> <p>第 26 条 会議は、社員総会及び理事会の 2 つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第 27 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第 28 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 定時総会は、収支予算の決定を行う月及び決算の決定を行う月とすることが望ましい。収支予算の決定については期首より 1 か月前以内に、決算の決定については期末より 2 か月以内に行うこととする。 • 「総社員の 5 分の 1 」については、これを下回る割合を定めても差し支えない。

医療法人社団定款例	備考
<p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>第 29 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 <p>第 30 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>第 31 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>第 32 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第 33 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>第 34 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権行使できない。</p> <p>第 35 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第 8 章 定款の変更</p> <p>第 36 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。</p>	<p>・ 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。</p>

医療法人社団定款例	備考
<p>第 9 章 解散及び合併</p> <p>第 37 条 本社団は、次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し <p>2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、東京都知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第 38 条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、東京都知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し <p>第 39 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財团法人に限る。） (5) 財團医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないものの <p>第 40 条 本社団は、総社員の同意があるときは、東京都知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。</p> <p>第 10 章 雜 則</p> <p>第 41 条 本社団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。</p> <p>第 42 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○ 理事 ○ ○ ○ ○ 同 ○ ○ ○ ○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。 ・ 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。 ・ 官報の他に〇〇新聞を加えない場合は、「（及び〇〇新聞）」を削除する。

医療法人社団定款例	備考
<p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>監事 ○ ○ ○ ○</p> <p>同 ○ ○ ○ ○</p> <p>第2条 本社団の最初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から平成 ○年 ○月 ○日までとする。</p> <p>第3条 本社団の設立当初の役員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、平成 ○年 ○月 ○日までとする。</p>	

医療法人財団寄附行為例	備考
<p>医療法人財団○○寄附行為</p> <p>第1章 名称及び事務所 第1条 本財団は、医療法人財団○○と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法人財団 ○○ ○○病院 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>(2) 医療法人財団 ○○ ○○診療所 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>(3) 医療法人財団 ○○ 介護老人保健施設○○園 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>2 本財団が○○区（市）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>(2) ○○診療所 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>(3) 介護老人保健施設○○園 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>医療法人財団 ○○ ○○訪問看護ステーション 　　東京都○○区（市）○○町○丁目○番○号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事務所を有する場合は、すべてについて記載し、主たる事務所を定める。 ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定める。ビル名も定めるのが望ましい。 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設のみを掲げる。 (第4条、第5条、第15条第3項及び第16条第5項において同じ。) 介護老人保健施設のみを開設する場合は、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。介護老人保健施設を開設しない場合は、「(及び～医療等)」を削除する。 ビルの一室を診療所等とする場合は、階数（部屋番号）まで定める。ビル名も定めるのが望ましい。 地方自治法に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。(以下、第15条第3項及び第16条第5項において同じ。) 医療法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。

医療法人財団寄附行為例	備考
<p>第3章 資産及び会計</p> <p>第6条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 <p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>	
<p>第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実 <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。(第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。)
<p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	
<p>第9条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	
<p>第10条 本財団の收支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p>	
<p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任意に1年間を定めても差し支えない。
<p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を東京都知事に届け出なければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。
<p>第13条 決算の結果、剩余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	

医療法人財団寄附行為例	備考
<p>第 4 章 役員及び評議員</p> <p>第 14 条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理 事 ○名以上○名以内 うち理事長 1名</p> <p>(2) 監 事 ○名</p> <p>(3) 評 議 員 ○名以上○名以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事は 3 名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。
<p>第 15 条 理事及び監事は評議員会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事の職への再任を妨げるものではない。
<p>第 16 条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>2 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本財団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事に提出すること。</p> <p>(4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2 以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。
<p>第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関する識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員は、役員を兼ねることはできない。</p>	

医療法人財団寄附行為例	備考
<p>第 18 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 5 章 会議</p> <p>第 19 条 会議は、理事会及び評議員会の 2 つとする。</p>	
<p>第 20 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。</p> <p>4 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	
<p>第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「総評議員の 5 分の 1 」については、これを下回る割合を定めても差し支えない。
<p>第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聽かなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定</p> <p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 本財団の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>(9) その他重要な事項</p> <p>2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。</p>	
<p>第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p>	
<p>第 24 条 評議員は評議員会において、 1 個の議決権及び選挙権を有する。</p>	

医療法人財団寄附行為例	備考
<p>第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>	
<p>第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p>	
<p>第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>	
<p>第 6 章 寄附行為の変更</p> <p>第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、東京都知事の認可を得なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2 以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「関東信越厚生局長」と記載する。
<p>第 7 章 解散及び合併</p> <p>第 29 条 本財団は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 他の医療法人との合併</p> <p>(3) 破産手続開始の決定</p> <p>(4) 設立認可の取消し</p> <p>2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、東京都知事の認可を受けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2 以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。
<p>第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。</p> <p>2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p>	
<p>第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者</p> <p>(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>(5) 財團医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</p>	
<p>第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、東京都知事の認可を得て、他の財團医療法人と合併することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2 以上の都道府県において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、「東京都知事」ではなく「厚生労働大臣」と記載する。

医療法人財団寄附行為例	備考																						
<p>第 8 章 雜 則</p> <p>第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。</p> <p>第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <table> <tbody> <tr><td>理 事 長</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>評 議 員</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> </tbody> </table> <p>第 2 条 本財団の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成 〇年 〇月 〇日までとする。</p> <p>第 3 条 本財団の設立当初の役員の任期は、第18条第 1 項の規定にかかわらず、平成 〇年 〇月 〇日までとする。</p>	理 事 長	○ ○ ○ ○	理 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	監 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	評 議 員	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	<p>・官報の他に〇〇新聞を加えない場合は、「（及び〇〇新聞）」を削除する。</p>
理 事 長	○ ○ ○ ○																						
理 事	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
監 事	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
評 議 員	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						

(様式2)

医療法人社団

設立総會議事録

1 日 時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所 (住所) に於いて

3 出席者（設立者）住所・氏名

(住所) (氏名)

(住所) (氏名)

(住所) (氏名)

4 議事

医療法人社団 を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選出すべく、全員で互選したところ、 が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき 時 分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者は発言し、本法人設立の趣旨を次のとおりに述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が東京都知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出（基金拠出）申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出（基金拠出）を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出（基金拠出）したい旨の申込みがあつた。

(氏名)	土地、建物	円
	現預金	円
	医療用器械備品、什器・備品	円
	保証金（建物）	円
(氏名)	預金	円
	合計	円

また、議長は発言し、医療用器械備品の購入資金として銀行から借入額があり現在円の借入残高があるが、医療用器械備品を拠出（基金拠出）するに際し、この残高の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の拠出（基金拠出）及び債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は金円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 役員及び管理者選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定されるところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理事　　事　　（氏名）　　（医療法人社団　　〇〇診療所管理者）

同

同

：

監　　事

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のよ

うに互選された。

理 事 長 ○○○○

選任された者は、この就任を承諾した。

第6号議案 設立代表者選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で東京都知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 ○○○○

○○○○は、これを承諾した。

第7号議案 本法人の開設する 病院（診療所、介護老人保健施設）の建物（土地）を賃借する契約承認の件

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の建物（土地）は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書案を示し、この承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第8号議案 リース契約引継ぎ承認の件

議長は発言し、本法人の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）で使用する設備（の一部）はリースする予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、リース引継承認願案を示し、この承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第9号議案 平成 年度及び平成 年度の事業計画及び収支予算承認の件

議長は発言し、平成 年度及び平成 年度の事業計画案及びこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって、医療法人社団 の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設立者



同



同



『作成上の注意』

- 1 この議事録は参考例です。これに準じて、議事の経過の概要及び結果を明確に記載してください。
- 2 医療法人財団を設立する場合は、本議事録を添付する必要はありません。ただし、代わりとして設立趣意書を添付する必要があります。
- 3 第1号議案下線部には、医療施設の開設からの発展経過、法人の設立意図、法人の設立時期、診療所等の開設時期、事業内容、医療法人名称の由来等を具体的かつ簡明に記載してください。
- 4 第1号議案について、設立の趣旨に加えて、次の事項を記載してください。
 - ・ 理事長、設立代表者、管理者が同一人物でない場合・・・その理由
 - ・ 理事長の拠出がない場合もしくは50%以下の場合・・・その理由
 - ・ 理事長が70歳以上の場合・・・後継者について（氏名）
- 5 第4号議案について、「拠出（基金拠出）」の部分は、申請内容に応じて選択して記載してください。
- 6 第4号議案について、基金拠出の場合は次のような記載を議案中に加えてください。
〈例〉なお、当該基金拠出契約に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人社団 設立認可後 年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価格をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

- ※ 基金拠出契約における拠出金の返還時期は任意ですが、医療法人の運営に支障がない時期を検討してください。

7 第5号議案について、医療法人が開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者は、理事に就任しなければなりません。また、社員以外の者が役員に選任される場合は、「議長は○○氏を隣室から呼び入れた。」「○○氏は退室した。」等の文言を追加してください。

8 第7号議案について、覚書ではなく賃貸借契約を締結する場合は、次のように記載してください。

〈例〉議長は発言し、本法人の開設する診療所の建物は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、所有者と設立代表者とが新たに賃貸借契約を締結する必要があることを述べ、建物賃貸借契約書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

9 議事録例に記載のない契約等がある場合についても承認が必要となりますので、新たに議案として加えてください。

10 第9号議案について、事業計画及び予算書の添付が不要な場合でも、作成・承認は必要です。

11 第9号議案について、役員報酬を支給する場合はその旨と役員報酬総額を記載し、承認を得てください。

また、役員報酬総額は、実績（実績がない場合は予算）に応じて無理のない金額としてください。

(様式3)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(平成 年 月 日現在)

1 資 産 額	円
2 負 債 額	円
3 純 資 産 額	円

(内訳)

科 目	金額 (単位: 円)
A 基 本 財 産 土 地 建 物 そ の 他	
B 通 常 財 産 流 動 資 産 現 預 金 そ の 他 の 流 動 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 附 属 設 備 医 療 用 器 械 備 品 什 器 ・ 備 品 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 電 話 加 入 権 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 そ の 他	
C 資 産 合 計 (A + B)	
D 負 債 合 計	
E 純 資 産 (C - D)	

〈記載例〉

(様式3)

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録

(平成 年 月 日現在)

1 資 産 領	3 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円
2 負 債	8 , 3 0 0 , 0 0 0 円
3 純 資 産 領	2 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円

(内 訳)

科 目	金額 (単位: 円)
A 基 本 財 産 建 物	(9 , 0 0 0 , 0 0 0) 9 , 0 0 0 , 0 0 0
B 通 常 財 産 流 動 資 産 現 預 金	(2 1 , 3 0 0 , 0 0 0) (1 5 , 0 0 0 , 0 0 0) 1 5 , 0 0 0 , 0 0 0
有 形 固 定 資 産 建 物 附 屬 設 備	(5 , 3 0 0 , 0 0 0) 2 , 0 0 0 , 0 0 0
医 療 用 器 械 備 品	2 , 0 0 0 , 0 0 0
什 器 ・ 備 品	2 0 0 , 0 0 0
リ 一 ス 資 産	1 , 1 0 0 , 0 0 0
そ の 他	(1 , 0 0 0 , 0 0 0)
保 証 金 (建 物)	1 , 0 0 0 , 0 0 0
資 産 合 計	3 0 , 3 0 0 , 0 0 0
負 債 合 計	8 , 3 0 0 , 0 0 0
純 資 産	2 2 , 0 0 0 , 0 0 0

《作成上の注意》

- 不要な科目は削除してください。ただし、負債がない場合でも負債合計欄は削除しないで、「0」を記載してください。
- 上記〈記載例〉では、「建物」を基本財産としていますが、通常財産の「固定資産」としても差し支えありません。

(様式4)

設立財産目録の明細書

A 基本財産

建物

所在地	面積	金額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	
小計		円	

B 通常財産

現預金

預金先	種類	口数	金額	拠出(寄附)者氏名
			円	
小計			円	

建物附属設備

品名	規格数量	金額	拠出(寄附)者氏名
		円	
小計		円	

医療用器械備品

品名	規格数量	金額	拠出(寄附)者氏名
		円	
小計		円	

什器・備品

品名	規格数量	金額	拠出(寄附)者氏名
		円	
小計		円	

その他

品名	規格数量	金額	拠出(寄附)者氏名
		円	
小計		円	

〈記載例〉

(様式4)

設立財産目録の明細書

A 基本財産

建物

所在地	面積	金額	拠出者氏名
千代田区丸の内三丁目5番1号 東西ビル202号	○m ²	9,000,000円	東京太
小計		9,000,000円	

B 通常財産

現預金

預金先	種類	口数	金額	拠出者氏名
○○銀行 新宿支店	定期預金	1	5,000,000円	東京太
社会保険診療報酬(○月分、△月分) 国民健康保険診療報酬(○月分、△月分)			6,000,000円 4,000,000円	東京太
小計			15,000,000円	

建物附属設備

品名	規格数量	金額	拠出(寄附)者氏名
内装工事	1	2,000,000円	
小計	1	2,000,000円	

医療用器械備品

品名	規格数量	金額	拠出者氏名
エックス線装置	1	2,000,000円	東京太
小計	1	2,000,000円	

什器・備品

品名	規格数量	金額	拠出者氏名
エアコン	1	200,000円	東京太
小計	1	200,000円	

リース資産

品 名	規 格 数 量	金 額	拠出者氏名
電 子 カ ル テ	1	1,100,000円	東 京 太
小 計	1	1,100,000円	

そ の 他

品 名	規 格 数 量	金 額	拠出者氏名
保証金（建物）	1	1,000,000円	東 京 太
小 計	1	1,000,000円	

《設立財産目録の明細書の作成上の注意》

- 1 科目は必要に応じて加除してください。
- 2 2以上の医療施設を開設する場合は、それぞれの医療施設ごとに区分し、小計を設けてください。表を分ける必要はありません。
- 3 各資産の金額については、以下のとおり算定してください。

ア 土地、建物	不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額
イ 建物附属設備	減価償却した簿価
ウ 現預金	残高証明書にある金額の範囲内 医業未収金については直近2か月分の診療報酬等の 決定通知書の金額の範囲内
エ 医療用器械備品	減価償却した簿価
オ 什器・備品	減価償却した簿価
カ 電話加入権	時価
キ 保証金等	契約書の金額 ※ 契約書に保証金の償却に関する条項がある場合 は、償却後の金額（退去時に返還される金額）
- ※ 減価償却については、「基準日」があります。

直近の申請の基準日については、東京都福祉保健局のホームページ内の「医療法人設立認可に係る年間スケジュール」の「基準日一覧表」をご確認ください。
- 4 不動産を拠出（寄附）する場合は、不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書を添付してください。
- 5 預金を拠出（寄附）する場合は、預金残高証明書を添付してください。
- 6 医業未収金を拠出（寄附）する場合は、現預金に含めて計上してください。
- 7 仮申請時点での医業未収金を現預金として拠出（寄附）する場合は、直近の保険診療報酬通知書を添付してください。
- 8 車両を拠出（寄附）する場合は、車検証の写しを添付してください。また、使用目的及び使用目的以外には使用しない旨を記載した書面（設立代表者名で作成）を添付してください。
- 9 基金への現物拠出について、現物拠出の価格の総額が5百万円を超える場合は、公認会計士等による現物拠出財産の価格が相当である証明が必要です（様式任意。ただし、P56に参考様式を掲載）。

10 個人開設している診療所等で使用されている財産は、原則として、所有者（通常は医療施設の開設者）が医療法人に拠出（寄附）する必要があります。

しかし、拠出（寄附）できない財産がある場合は、以下のいずれかの書類を添付してください。

ア 医療法人に引き継がないことに関する理由書

※ 理由書は設立代表者名で作成

イ 医療法人成立後の取扱いを確認できる書類

（例）使用貸借契約書、賃貸借契約書、売買（予約）契約書等

※ 金銭が発生する場合は、価格設定の根拠（減価償却計算書等）も必要

11 10の他、新たに取得する必要があるものであっても、医療施設を法人開設するにあたって必要な財産は、拠出（寄附）するか、各種契約によって医療法人に引き継ぐ必要があります。

12 10、11について、医療法人設立代表者の表示は、医療法人が成立した日をもって医療法人に読み替える旨を特約条項として契約内容に含めてください。

13 医薬品・衛生材料等の減価償却資産に該当しないものは、計上しないでください。
したがって、医薬品・衛生材料等に係る買掛金を医療法人に引き継ぐこともできません。

14 消耗品や一括償却資産等その性質から拠出財産として適当でないものは、拠出（寄附）しないでください。

(参考)

現物拠出の価格が相当である旨の証明書

拠出者の住所

氏名

土地	円
建物	円
建物附属設備	円
内装工事	(円)
給排水工事 等	(円)
医療用器械備品	円
什器・備品	円
電話加入権	円
保証金（建物敷金）	円
	円

平成〇年〇月〇日（基準日）における、上記の現物拠出の目的たる財産の
価格が相当であることを証明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

(印)

登録番号

(様式 5)

減 値 償 却 計 算 書

(単位：円)

減価償却資産の名稱	取得年月	取得原価	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	期首残高(年月)	償却率	償却期間	当期償却費	未償却残高(期末残高)

〈記載例〉
（様式5）

書 算 計 去 償 儲 値 減

(単位：円)

減価償却資産の名称等	取得年月	取得原価	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	期首残高(年月)	償却率	償却	当期償却費	未償却残高(期末残高)
内装工事	平成〇年〇月	6,000,000	○○○○	定率法	10年	○○○○	0.25	○月	○○○	2,000,000
エクス線置	平成〇年〇月	8,000,000	○○○○	定額法	6年	○○○○	0.167	○月	○○○	2,000,000
装工アコ	平成〇年〇月	450,000	○○○○	定額法	6年	○○○○	0.167	○月	○○○	200,000
電子カルテ	平成〇年〇月	1,200,000	○○○○	リース	60か月	○○○○		○月	○○○	1,100,000

『作成上の注意』

- この様式は参考です。確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えありません。
期末は「基準日」としてください。
消耗品や一括償却資産については記載しないでください。

(様式6－1)

平成 年 月 日

(基金の引受けの申込みをしようとする者の氏名) 殿

住 所 (個人の住所を記載)
医療法人社団
設立代表者 印
電話番号 ()

基金の募集事項等の通知について

医療法人社団 の基金の募集事項等を、下記のとおり通知させていただきます。
お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を記入の上、医療法人社団
設立代表者 に提出していただくようよろしくお願ひいたします。

記

- | | | |
|--|----------|----|
| 1 募集に係る金銭の総額 | 金 | 円 |
| 2 募集に係る金銭以外の財産の内容及び価額 | 金 | 円 |
| (必要に応じて加除。別紙一覧表としても良い。) | | |
| 土 地 m ² | | |
| 建 物 延 m ² | | |
| 医療用器械備品 | | |
| 保証金 (建物) | | |
| ... | | |
| ... | | |
| 3 金銭の払込み又は財産の給付の期日 | 平成 年 月 日 | |
| (期間を定めてもよい) | | |
| 4 金銭の払込みの取扱いの場所 | 銀行 | 支店 |
| 5 その他 | | |
| ① 設立認可申請中の定款を添付します。 | | |
| ② 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類（負債残高証明、請求書、金銭消費契約書の写し等）を提出していただきますのでご了承ください。 | | |

(注) 基金の申込者が1名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。

(様式6-2)

平成 年 月 日

医療法人社団
設立代表者 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

住 所
氏 名 印
電話番号 ()

基 金 引 受 申 込 書

医療法人社団 の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みいたします。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額

(内 訳)

種 別	金 領	内 容
現 預 金		
土 地		
建 物		
医療用器械備品		
保証金 (建物)		
...		
...		
資 产 合 計		
負 債		
差 引 額		
(基 金 抛 出 額)		

- (注) 1 基金の申込者が1名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。
2 内訳の種別は、必要に応じて加除してください。

(様式6-3)

平成 年 月 日

(基金の引受けの申込みをした者の氏名) 殿

住 所 (個人の住所を記載)
医療法人社団
設立代表者 印
電話番号 ()

基金の割当ての決定について

この度は、医療法人社団 の基金の引受けにお申し込みいただき、誠にありがとうございます。貴殿に下記に定める基金の額を割り当てる 것을 결정しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約を締結したいと存じます。

記

貴殿に割り当てる基金の額 金 円

(内訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金		
土 地		
建 物		
医療用器械備品		
保証金 (建物)		
...		
...		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基 金 拠 出 額)		

- (注) 1 基金の申込者が1名で総額を引き受ける場合、この様式は作成不要です。
2 内訳の種別は、必要に応じて加除してください。

(様式6-4)

医療法人社団

基金拠出契約書

医療法人社団 設立代表者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、乙が行う「医療法人社団 基金」(以下「基金」という。) の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、東京都知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人社団 」(理事長) 、 (法人の住所) と読み替える。

第1条 乙は、基金を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基 金 の 額		金	円
(内訳)			
種 別	金 額	内 容	
現 預 金			
土 地			
建 物			
医療用器械備品			
保証金 (建物)			
...			
...			
資 産 合 計			
負 債			
差 引 額			
(基 金 拠 出 額)			

第3条 乙は、平成 年 月 日までに、前条の金銭 (以下「拠出金」という。) を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない。また、前条の財産 (以下「現物拠出財産」という。) を給付しなければならない。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付 (以下「拠出の履行」という。) に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第7条 甲は、平成 年 月 日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帶して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 (設立代表者個人の住所)

医療法人社団

設立代表者

印

乙 (基金の引受けをした者の住所)

(氏名) 印

(記載例)
(様式 6-4)

医療法人社団 東南会 基金拠出契約書

医療法人社団 東南会 設立代表者 東 京太（以下「甲」という。）と 東 京太（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人社団東南会 基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、東京都知事の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人社団 東南会」（理事長 東 京太、東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東西ビル202号）と読み替える。

第1条 乙は、基金を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基 金 の 額		金 22,000,000 円
(内訳)		
種 別	金 額	内 容
現 預 金	15,000,000	○○銀行新宿支店定期預金 社会保険・国民健康保険診療報酬未収入金
建 物	9,000,000	千代田区丸の内三丁目5番1号 東西ビル 202号 ○m ²
建物附属設備	2,000,000	内装工事
医療用器械備品	2,000,000	エックス線装置
什 器・備 品	200,000	エアコン
リース資産	1,100,000	電子カルテ
保証金(建物)	1,000,000	保証金(建物)
資 产 合 計	30,300,000	
負 債	8,300,000	
差 引 額 (基 金 拠 出 額)	22,000,000	

第3条 乙は、平成〇〇年〇月〇日までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない。また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第7条 甲は、平成□□年□月□日までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資本剰余金
- 3 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
医療法人社団 東南会
設立代表者 東 京太 印

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 太 印

《作成上の注意》

- 1 第2条について、金額は円単位で記載してください。
- 2 第2条について、「(内訳)」の種別は必要に応じて加除し、財産目録の表記に合わせてください。
- 3 第3条について、拠出金の振込み又は現物拠出財産の給付に期間を設ける場合は、「平成 年 月 日までに」という記載を「平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に」としてください。
- 4 第3条について、現物拠出がない場合は、「また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。」を削除してください。
- 5 第4条について、現物拠出がない場合は、「又は現物拠出財産の給付」を削除してください。
- 6 第5条について、拠出金の振込み又は現物拠出財産の給付に期間を設ける場合は、「第3条の期日までに」という記載を「第3条の期間内に」としてください。
- 7 第7条について、基金の返還時期は、設立総会にて決議された時期としてください。
なお、返還時期は任意ですが、医療法人の運営に支障がない時期を検討してください。

(様式 6-5)

平成 年 月 日

医療法人 団 会 殿

設立代表者 殿
住 所
氏 名 実印

拠出（寄附）申込書

下記のとおり拠出（寄附）します。

記

金 円也（差引拠出額、寄附額）

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
建 物	円	
預 金	円	
医 療 器 械 備 品	円	
.....		
.....		
資 产 合 計	円	
负 債	円	
差 引 拠 出 額 (寄 附 額)	円	

記入上の注意

- 1 預貯金を拠出する場合は、拠出者本人宛の残高証明書を添付してください。
- 2 固定資産を拠出する場合は、基準日時点での評価額がわかる資料（減価償却計算書等）を添付してください。
- 3 「内容」欄には代表例を記載し、その他のものは「他何点」と記入してください。
- 4 拠出者毎に作成してください。

(様式7-1)

書 訳 内 債 負 の 時 立 設

（平成年月日現在）

〈記載例〉

(様式7-1)

立 時 の 負 債 内 訳 書

(平成 年 月 日現在)

借入先 年月日	借入金額 円	借入金の 用途	借入金 円	返済額 円	未返済額 円	返済額 円	未返済額 円	その他 円	1月当返済額 円	拠出者
○○銀行 新宿支店	平成21年 7月20日	エックス線装置購入	運転資金 8,000,000	2,000,000	1,000,000	7,200,000	1,800,000		83,000	東京太
		計	8,000,000	計	2,000,000	計	7,200,000	計	1,800,000	計 83,000
			10,000,000							

《作成上の注意》

- 1 金銭消費貸借契約書の内容に則し、基準日時点の額を記載してください。
- 2 負債を引き継ぐためには、原則として、借入日より後に、拠出財産を取得している必要があります。(詳細は、「負債の説明資料」(様式8)で確認します。)

3 未返済額のうち、引継ぎが認められる額は次のとおりです。

- 1 借入金の全額を拠出財産の取得に当たた場合：未返済額の全額を負債として引き継ぐことができます。
- 2 借入金の一部を拠出財産の取得に当たた場合：上記〈記載例〉のように、未返済額を「あん分」して引継ぎ可能な負債を求めてください。

未返済額 900万円×拠出財産の取得に当たた費用 800万円／当初借入金 1000万円=引継ぎ可能な負債 720万円
--

- 4 当初借入金の全額を拠出財産の取得に当たたが、その後借換えを行つたため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債を求めてください。
 〈例〉当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になつた時点で、借換えを行い、新たに1,000万円の借入れ(新規借入れ400万円を含む)を起こした場合(新規借入れ400万円は、運転資金として消費したものとする。)

当初借入金 1,000万円	→ 4年後	→ 未返済額 600万円
借換え借入金 1,000万円(新規 400万円、未返済 600万円)	→ 7年後	→ 未返済額 300万円

借換え借入金の未返済額 300万円×当初借入金の未返済額 600万円／借換え借入金 1,000万円=引継ぎ可能な負債 180万円
--

- 5 1月あたりの返済額は、未返済額のうち、拠出財産とその他のあん分価格ではなく、未返済額全体を記載してください。

設立時の負債訃書
(資産計上するリース物件に係る負債を法人に引き継ぐ場合)

							(平成 年月日現在)		
リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価格相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月リース料 (円)	拠出(寄附) 者	

設立時 の 負債 内訳 書
(資産計上するリース物件に係る負債を法人に引き継ぐ場合)

リース元リース物件規格数量							リース期間	取得価格相当額(円)	既支払額(円)	負債引継額(円)	1月リース料(円)	拠出者	平成 年月日現在
○○リース機 (型式)	電子カルテ	1	平成○○年 ○○月○○日 ～ 平成○○年 ○○月○○日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	○○ ○○					

《作成上の注意》

- 1 この様式は、資産計上するリース物件を拠出し、それに係る負債を引き継ぐ場合に使用します。
- 2 取得価格相当額は、消費税を抜いた価額です。

(様式8)

負債の説明資料

(単位:円)

借入金			支払額				備考
年月日	借入先	借入金額	年月日	用途	支払先	支払金額	

〈記載例〉

(様式8)

負債の説明資料

(単位:円)

借入金			支払額				備考
年月日	借入先	借入金額	年月日	使途	支払先	支払金額	
平成 21.7.1	医安銀行 新宿支店	10,000,000	平成 21.8.1	エックス線 装置の購入 運転資金	医療機器 販売(株)	8,000,000 2,000,000	

《作成上の注意》

1 次の根拠書類を添付してください。

① 借入金について…金銭消費貸借契約書（写し）及び返済計画書

② 支払額について…

- ・ 売買契約書（写し）又は請負契約書（写し）等+領収書（写し）
- ・ 請求書（写し）+領収書（写し）

※ 請求書のみや見積書では不十分です。

2 根拠書類の内容に則して記載してください。

3 根拠書類で確認できないものは、引き継ぐことができません。

4 原則として、借入日より後に支払いを行っている必要があります。

(様式9-1)

負債全額を法人に引き継ぐ場合

平成 年 月 日

金融機関名

代表者名 殿

住 所

氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する 診療所はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人団 を設立し同法人が医療法人 団 診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 円也(平成 年 月 日の予定額 金円也)及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、東京都知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所 在 地

金融機関名

代表者名

印

(営業部長名・支店長名でも可)

《作成上の注意》(様式9-2、9-3、11について共通)

- 1 この様式は参考です。金融機関等独自の様式を使用しても差し支えありません。
- 2 合併等により、金融機関の名称等が契約時点と変わっている場合は、それを証明する登記事項証明書や官報等を添付してください。
- 3 借主と設立代表者が異なる場合は、両者の連名で作成してください。

(様式9-2)

負債の一部を法人に引き継ぐ場合

平成 年 月 日

銀行 支店

代表者 殿

住 所

氏 名

(印)

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する 診療所はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人團 を設立し同法人が医療法人 囘 診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴行との間に締結した平成 年 月 日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務当初元金 円也（平成 年 月 日現在の予定額金 円也）のうち債務当初元金 円也（平成 年 月 日現在の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、東京都知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所 在 地

金融機関名

代表者名

(印)

(営業部長名・支店長名でも可)

(様式9-3)

資産計上するリース物件に係る負債を法人に引き継ぐ場合

平成 年 月 日

リース会社名

代表者名 殿

住 所

氏 名

印

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する 診療所はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人
団 を設立し同法人が医療法人 団 診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴社との間に締結した 年 月 日付リース契約証書による
リース物件を前記の法人へ拠出すること並びに債務元金 円也（平成 年 月
日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法
人に引き継ぎたく、東京都知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴社の御証明及び
御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

平成 年 月 日

所 在 地

リース会社名

代表者名

印

(様式10)

リース物件一覧表

品名	規格数量	リース期間	1か月のリース料	リース元

〈記載例〉

(様式10)

リース物件一覧表

品名	規格数量	リース期間	1か月のリース料	リース元
心電計 (型式)	1	平成○○年○月○日から 平成□□年□月□□日までの 5年間	10,800円	医安リース 株式会社 契約番号 12345号
パソコン (型式)	1	平成○○年○月○日から 平成△△年△月△△日までの 1年間 (※再リース)	32,400円 ※年額	医安リース 株式会社 契約番号 67890番

《作成上の注意》

- 根拠書類として、リース契約書（写し）及び支払予定表を添付してください。
- リース契約書の内容に則して記載してください。
- 品名欄には型式も記入してください。
- リース期間は、「平成○年△月□日から平成●年▲月■日までの×年間」のように記載してください。
- 1か月のリース料は、消費税込の金額を記載してください（再リース料も同様です。）。

(様式11)

平成 年 月 日

リース会社名

代表者名 殿

住 所

氏 名 (印)

リース引継承認願

私の開設する 診療所はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人團を設立し、同法人が、医療法人團 診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴社との間に締結した平成 年 月 日付リース契約証書(契約番号)の賃借人の名義を、前記の法人設立の上は、私個人から同法人に引き継ぎたく、東京都知事に設立認可申請書を提出するに当たり貴社の承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

平成 年 月 日

所 在 地

会 社 名

代表者名 (印)

役員及び社員の名簿

(平成 年月日現在)

	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	拠出額	続柄	本人 円
役員名	理事長 理事 監事	" " "								
	計	名								円
	計	名								円
	社員名									

〔樣式12〕

簿名の器具社及び役員

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

役員名	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	業種	拠出額	続柄
理事長	理事事務	東京太郎	昭53.10.25	○	男	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	22,000,000円	本人妻妹
理事	理事事務	東京南子	昭54.4.16	○	女	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	0	0
監事	監事	東京花子	昭56.6.30	○	女	東京都国立市一橋大学前一丁目1番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	0	0
	計	東京太郎	昭62.5.25	○	男	神奈川県鎌倉市東三丁目13番25号	公認会計士	0	知人
								22,000,000円	
社員名	社員名	東京太郎	昭53.10.25	○	男	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	22,000,000円	本人妻妹
		東京南子	昭54.4.16	○	女	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	0	0
		東京花子	昭56.6.30	○	女	東京都国立市一橋大学前一丁目1番1号	当診療所の者 当看護師 他医師	0	0
	計	東京太郎	昭62.5.25	○	男	神奈川県鎌倉市東三丁目13番25号	公認会計士	0	知人
								22,000,000円	

『作成上の注意』

- 5 職業は、具体的に記載してください。（空欄にはしないでください。）
〈例〉会社員、会社役員、自営業、他病院医師、大学病院医師、
医学生、無職等

6 抱出額は、純資産額を記入してください。

(様式13)

履歴書

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

学 歴

職 歴

賞 罰

※医療法第46条の2第2項の役員欠格事由には該当しておりません。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

(印)

(添付書類)

- 1 印鑑登録証明書
- 2 理事就任予定者については、医師（歯科医師）免許の写し

〈記載例〉

(様式13)

履歴書	
ふりがなを記載すること	
住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名	あずま きょうた 東 京 太
生年月日	昭和53年10月25日
学歴	平成6年4月～平成9年3月 東京都立〇〇高校 平成9年4月～平成15年3月 〇〇大学医学部 平成15年5月 第500回医師国家試験に合格
(医籍 123456 号 平成15年5月10日登録)	
職歴	平成15年4月～平成21年7月 〇〇大学病院内科医局勤務 平成21年8月～ 東京都千代田区丸の内3-5-1 東西ビル202号で西北クリニック開設 平成22年4月～ 千代田区医師会加入
賞罰なし	ない場合は「なし」と記載すること
※医療法第46条の2第2項の役員欠格事由には該当しておりません。	
平成 年 月 日	以上のとおり相違ありません。 役員欠格事由に該当しない旨については必ず記入すること 根拠条文を削らずに、必ずこの一文どおりに記載すること
氏名 東 京 太 印	

〔作成上の注意〕

- 1 役員、社員及び評議員の全員について作成してください。
- 2 医師(歯科医師)については医師(歯科医師)免許番号、登録年月日を記載してください。
- 3 「学歴」及び「職歴」の欄は、医療関係以外(開設・経営上利害関係のある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること)についても詳細に記載し、空白期間がないように記載してください。なお、職歴等に空白期間がある場合は、「開業準備」「無職」「専業主婦」「就職活動」などと記載してください。
- 4 印鑑登録証明書を添付してください。
- 5 実印で押印してください。
- 6 日付は、設立総会の年月日としてください。

委 任 状

私達は (住所) (氏名) を医療法人社団 の設立代表者に選任し、本社団の設立に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

〈記載例〉

(様式14)

委任状

私達は(住所) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号、(氏名) 東京太を医療法人社団 東南会の設立代表者に選任し、本社団の設立に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏 名 東 南 子

印

住 所 東京都国立市一橋大学前一丁目1番1号

氏 名 東 花 子

印

住 所 神奈川県鎌倉市東三丁目13番25号

氏 名 西 沢 太 郎

印

《作成上の注意》

- 1 設立代表者以外の設立者全員について記名・押印が必要です。
- 2 実印で押印してください。
- 3 日付は、設立総会の年月日としてください。
- 4 今回法人化する診療所について2年以上個人開設されている方が、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を1ヶ所のみ開設する医療法人の理事長及び診療所の管理者に就任する場合、この様式の添付は不要です。
ただし、過去2年間の黒字の確定申告書の添付を添付することが可能で、かつ医療法人設立後2年間においても、事業の変更がない場合に限ります。
- ※ 「2年以上」の判定は、同一の管理者、同一の診療所所在地において行います。
- 5 提出する際は、この《作成上の注意》は削除してください。

(様式15)

平成 年 月 日

医療法人 団

設立代表者 殿

理 事 長

印

理 事

印

理 事

印

監 事

印

役 員 就 任 承 諾 書

私達は医療法人 団 設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

〈記載例〉

(様式15)

平成 年 月 日

医療法人社団 東南会

設立代表者 東 京太 殿

理 事 長 東 京 太

印

理 事 東 南 子

印

理 事 東 花 子

印

監 事 西 沢 太 郎

印

役 員 就 任 承 諾 書

私達は医療法人社団 東南会 設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

《作成上の注意》

- 1 役員全員について作成してください。
- 2 実印で押印してください。
- 3 日付は、設立総会の年月日としてください。

(様式16)

平成 年 月 日

医療法人 団

設立代表者 殿

氏 名 印

管 理 者 就 任 承 諾 書

平成 年 月 日開催の医療法人 団 の設立総会において、医療法人 団
が開設しようとする医療法人 团 病院（診療所、介護老人保健施設）の管
理者に選任され、その就任を承諾します。

〈記載例〉

(様式16)

平成 年 月 日

医療法人社団 東南会

設立代表者 東 京太 殿

氏名 東 京 太 印

管 理 者 就 任 承 諾 書

平成 年 月 日開催の医療法人社団 東南会 の設立総会において、医療法人社団 東南会 が開設しようとする医療法人社団東南会 西北クリニックの管理者に選任され、その就任を承諾します。

《作成上の注意》

- 1 管理者について作成してください。
- 2 実印で押印してください。
- 3 日付は、設立総会の年月日としてください。
- 4 医師(歯科医師)免許証の写しを、次のいずれかの方法で添付してください。
 - A 原寸大(B4)でコピーし、折り畳んでA4の紙に貼る。
 - B コピー機の用紙設定をA3にして、等倍(B4)でコピーする。

(A3の用紙に原寸大の免許証がコピーされます。)

(様式17-1)

新たに開設しようとする診療所（病院又は介護老人保健施設）の概要

名 称				
所 在 地				電話
所管保健所名				
診 療 科 目				
病 床 数	病床 床			
管 理 者	氏 名	(年 月 日 生)		
	医 籍	第 号	(年 月 日 登録)	
職 員	職 種	職 員 数	職 種	職 員 数
	医 師	常勤 人		常勤 人
		非常勤 人		非常勤 人
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		:		:
		合 計	人	
敷 地	m ² (うち借地 m ²) (付近案内図及び平面図添付)			
建 物	延 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面)			
診 療 日	日曜日及び祝日を除く毎日			
診 療 時 間				
非 常 勤 医 師 の 勤 務 状 況	○○○○ (内科・小児科) 月 午前○時から午後○時まで ○○○○ (宿直) 火・木 午後○時から午前○時まで : :			

〈記載例〉

(様式17-1)

病院・介護老人保健施設・診療所用

新たに開設しようとする診療所の概要

名 称	医療法人社団東南会西北クリニック		
所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東西ビル202号		電話 09(8765)4321
所管保健所名	千代田区保健所		
診 療 科 目	内科、小児科		
病 床 数	0床		
管 理 者	氏 名	東京太 昭和53年10月25日生まれ	
	医 籍	第123456号 平成15年5月10日登録	
職 員	職 种	職 員 数	
	医 師	常勤	1人
	看護師	非常勤	1人
	看護師	常勤	1人
	准看護師	非常勤	1人
	薬剤師	常勤	1人
事務員	常勤	1人	
合 計			6人
敷 地	—— m ²		
建 物	延 m ²		
	鉄筋コンクリート造○階建 ○階部分		
	① 診 療 室 ○室	m ²	
	内 科	m ²	
	外 科	m ²	
	○○○科	m ²	
	② 処 置 室	m ²	
	内 科	m ²	
	外 科	m ²	
	○○○科	m ²	
	③ 調 剤 室	m ²	
	④ 手 術 室	m ²	
	⑤ 臨床検査室	m ²	

	⑥ エックス線室	m^2
	:	
	:	
	:	
	⑦ 病棟 (室)	m^2
	○○病棟	m^2
	○人×○室 =	人 (一般)
	○人×○室 =	人 (一般)
	○人×○室 =	人 (一般)
	○○病棟	m^2
	○人×○室 =	人 (一般)
	○人×○室 =	人 (一般)
	○人×○室 =	人 (一般)
	:	
	:	
	⑧ 事務室	m^2
	⑨ 医局	m^2
	⑩ 医療宿直室	m^2
	医 師	m^2
	看 護 師	m^2
	そ の 他	m^2
	⑪ 厨 房	m^2
	⑫ 洗濯施設	m^2
	:	
	:	
	⑬ 従業員宿舎	m^2
	医師用 (所在地)	○戸 (室)
	看護師用 (所在地)	○室 (○人用)
診療日	土、日及び祝日を除く毎日	
診療時間	午前9時から正午までと午後2時から午後6時30分まで	
非常勤医師の勤務状況	南野行夫 (内科) 火曜日から木曜日まで 午後2時から午後6時まで	

《作成上の注意》

- 1 診療所の名称及び診療科目については、使用又は標榜可能であるか、あらかじめ所管の保健所に確認してください。
- 2 「病床数」欄は、病床種別毎に記載してください。病床がない場合は、「0床」と記載してください。
- 3 「管理者」欄の「医籍」は、歯科医師の場合、「歯科医籍」としてください。
- 4 「職員」欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記載してください。病院の場合は、従業員定数の欄を設けてください。病院の非常勤職員については、常勤換算後の数を（ ）書で記載してください。
- 5 「敷地」欄は、テナントビルの一室で開設する場合は、「-m²」と記載してください。
- 6 「建物」欄は、テナントビルの一室で開設する場合は、診療所の面積を記載してください。
- 7 該当のない事項は、削除してください。
- 8 項目は、必要に応じて加除してください。

(添付書類)

- ア 周辺の概略図 —— 最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。
- イ 敷地図 —— 地積図であることが望ましい。
所有地と借地とがある場合は朱線等で明確に区分すること。
- ウ 建物平面図 —— ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。
構造、出入口、用途等が分かるものであること。
縮尺は任意だが、50分の1～100分の1程度が望ましい。
所有部分と賃借部分とがある場合は朱線等で明確に区分すること。
- エ 不動産（土地、建物）を賃借する場合は下記の書類
- ① 不動産賃貸借契約引継承認書（覚書）（様式18）
+不動産賃貸借契約書、その他契約書（写し）
※役員（就任予定者）等から不動産を賃貸する場合は、新たに賃貸借契約書を作成し、「近傍類似値について（様式19）」を添付すること。
- ② 不動産の登記事項証明書
(テナントビルの一室で開設する場合は、土地の登記事項証明書は不要です。)

新たに開設しようとする施設等の概要

附帯業務用

名 称				
所 在 地			電話	
所 管 部 署 名				
定 員				
管 理 者	氏 名	(年 月 日 生)		
	職 種 名			
	免許番号	第 号	(年 月 日 登録)	
職 員	職 種	職 員 数	職 種	職 員 数
	介護福祉士	常勤 人 非常勤 人	臨床検査技師 衛生検査技師	:
	社会福祉士	:	歯科技工士	:
	医 師	:	理学療法士	:
	歯科医師	:	作業療法士	:
	看護師	:	柔道整復師	:
	准看護師	:	:	:
	歯科衛生士	:	:	:
	看護補助者	:	事務員	:
	薬剤師	:	労務員	:
栄養士	:			
診療放射線技師	:	合 計	人	
診療X線技師				
敷 地	m ² (うち借地 m ²) (付近案内図及び平面図添付)			
建 物	延 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面)			
	鉄筋コンクリート造○階建○階 ① ○ ○ 室 m ² ② ○ ○ 室 m ² : :			
開 設 日	日曜日及び祝日を除く毎日			
開 設 時 間	月～金 午前○時から午後○時まで 午後○時から午後○時まで 土 午前○時から午後○時まで			
非 常 勤 医 師 の 勤 務 状 況	○○○○(内科・小児科) 月 午前○時から午後○時まで ○○○○(宿直) 火・木 午後○時から午前○時まで : :			

《作成上の注意》

- 1 この様式は、医療法第42条に定める附帯業務のうち、第4号及び第5号以外の事業を実施する場合に使用してください。
- 2 「職員」欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記載してください。
- 3 「敷地」欄は、テナントビルの一室で開設する場合は、「- m²」と記載してください。
- 4 「建物」欄は、テナントビルの一室で開設する場合は、事業所の面積を記載してください。
- 5 該当のない事項は、削除してください。
- 6 項目は、必要に応じて加除してください。

(添付書類)

ア 周辺の概略図 —— 最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。

イ 敷地図 —— 地積図であることが望ましい。

所有地と借地とがある場合は朱線等で明確に区分すること。

ウ 建物平面図 —— ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。

構造、出入口、用途等が分かるものであること。

縮尺は任意だが、50分の1～100分の1程度が望ましい。

所有部分と賃借部分とがある場合は朱線等で明確に区分すること。

エ 不動産（土地、建物）を賃借する場合は下記の書類

① 不動産賃貸契約引継承認書（覚書）（様式18）

+ 不動産賃貸契約書、その他契約書（写し）

※役員（就任予定者）等から不動産を賃貸する場合は、新たに賃貸契約書を作成し、「近傍類似値について（様式19）」を添付すること。

② 不動産の登記事項証明書

（テナントビルの一室で開設する場合は、土地の登記事項証明書は不要です。）

〈記載例〉

覚書

(様式18)

株式会社〇〇不動産（以下「甲」という。）と、東京太（以下「乙」という。）及び医療法人社団東南会設立代表者 東京太（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した平成年月日付賃貸借契約（以下「契約書」という。）に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、丙が東京都知事に設立申請中の医療法人が成立した日をもって「医療法人社団東南会」（理事長 東京太、東京都千代田区丸の内三丁目5番1号東西ビル202号（法人の住所））と読み替える。

乙が甲に差し入れている保証金について、乙は医療法人社団東南会に拠出し、保証金の返還請求権は医療法人社団東南会に引き継がれる。

賃貸借契約の連帯保証人には、医療法人が成立した日をもって〇〇〇〇が就任する。

本覚書の成立を証するため本書5通を作成し、当事者各1通を所持し、1通を東京都知事に提出する。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区北新宿 丁目 番 号
株式会社〇〇不動産
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（自宅の住所）
東京太 印

丙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（自宅の住所）
医療法人社団 東 南 会
設立代表者 東京太 印

連帯保証人 (住所)
(氏名) 印

《作成上の注意》

- 1 原契約書を添付してください。
- 2 記載例にある要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問いません。また、新たに賃貸借契約を締結しても差し支えありません。
- 3 役員就任予定者から物件を賃借する場合は、新たに賃貸借契約書を作成し、「近傍類似値について」（様式19）を添付してください。
- 4 契約が長期間に渡るものであることが必要です。原則、原契約書（新たに賃貸借契約を締結する場合は当該契約書）に契約更新の規定があることが必要です。
- 5 転貸の場合（所有者と貸主が異なる場合）は、貸主の承諾だけでなく、所有者が転貸を承諾している書類（転貸承諾書等）も必要です。
ただし、マスターリース契約に基づく転貸の場合は、原契約書（マスターリース契約書）の添付で構いません。
- 6 貸主（所有者）が複数である場合は、連名で作成するか、貸主（所有者）ごとに作成してください。
- 7 貸主、所有者の押印には、賃貸借契約書と同一の印鑑を使用してください。改印等により異なる場合は、印鑑登録証明書等を添付してください。
- 8 連帯保証人に関する記載は、医療法人設立前後で連帯保証人を変更しない場合は、「賃貸借契約の連帯保証人は、医療法人設立後も引き続き〇〇〇〇が務める。」のようにしてください。
- 9 本申請時は、提出用のうち1部（正本）は原本を提出してください。

(様式19)

近傍類似値について

	所在地	月額賃料 A	延べ床面積 B	m^2 当たりの単価 A／B
当該物件		円	m^2	円
参考物件 1		円	m^2	円
参考物件 2		円	m^2	円
参考物件 3		円	m^2	円

(注)

- 1 この様式は、設立しようとする医療法人と、設立しようとする医療法人の社員、役員就任予定者等（社員又は役員就任予定者の親族、親族等が経営する當利法人なども含む。）が不動産賃貸借を行う場合に作成してください。
- 2 当該物件の単価が参考物件の平均以下となるようにしてください。

(添付書類)

- 1 当該物件と参考物件の位置関係が分かかる地図等（当該物件と参考物件をラインマークで明示すること。）
- 2 参考物件の根拠資料（住宅情報誌の写し等）

設立後2年間の事業計画

初年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日： か月）

次年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

《作成上の注意》

- 1 建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金計画及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み、当面の運転資金等について、できる限り詳細に記載してください。法人設立後に、新たな医療施設を開設する計画がある場合は、その内容も記載してください。
- 2 内容を予算書と一致させてください。
- 3 初年度が6か月未満の場合は、3年度分作成してください。
- 4 今回法人化する診療所について2年以上個人開設されている方が、医師又は歯科医師が當時一人又は二人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人の理事長及び診療所の管理者に就任する場合、この様式の添付は不要です（作成は必要です。）。ただし、過去2年間の黒字の確定申告書を添付することが可能で、かつ医療法人設立後2年間においても、事業の変更のない場合に限ります。
※ 「2年以上」の判定は、同一の管理者、同一の診療所所在地について行います。
- 5 上記4に関わらず、病床をもっている診療所を開設している場合は、この様式の添付は必要です。

(様式21)

設立後2年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度(か月)	次 年 度
医業収入		
入院収入		
外来収入		
その他の		
医業外収入		
借入金		
拠出金		
前年度繰越金	_____	
合 計		

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度(か月)	次 年 度
医業費用		
医業外費用		
施設整備費		
施設整備費		
医療機器購入費		
借入金(元金)返済		
法人税等(租税公課)		
翌年度繰越金		
合 計		

(運転資金)

(単位：千円)

必 要 額	準 備 額	内	拠 出 金	
		訳		
			窓口収入 (2か月分)	

(注) 準備額は、必要額以上であること。

〈記載例〉

(様式21)

設立後2年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初年度(10か月)	次 年 度
医業収入	(45,640)	
入院収入	0	
外来収入	45,640	
その他の 医業外収入	0	
拠出金	10	
前年度繰越金	15,000	→11,354
合 計	60,650	

(支出予算額総括表)

(単位:千円)

科 目	初年度(10か月)	次 年 度
医業費用	47,686	
医業外費用	10	
施設整備費	(500)	
施設整備費	0	
医療機器購入費	500	
保証金	0	
借入金(元金)返済	600	
法人税等(租税公課)	500	
翌年度繰越金	11,354	←(同じになる)
合 計	60,650	

(運転資金)

(単位:千円)

必 要 額	準 備 額	内 訳	拠 出 金	15,000
9,659	15,500		窓口収入 (2か月分)	500

(様式22)

予 算 明 細 書

初(次)年度

	1 日 平 均	1 か 月 平 均	1 年
入院患者数	人	人	人
外来患者数	人	人	人

(注) 1 入院患者数(1年) = 入院患者数(1日平均) × 365(366)日

2 外来患者数(1年) = 外来患者数(1か月平均) × 12とする。

3 初年度の月数に注意してください。

(収 入)

科 目	金額(千円)	内 容 説 明
医業収入		
入院収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外来収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
その他の		
医業外収入		
受取利息		
その他の		
借入金		
拠出金		
前年度繰越金		
計		

〈記載例〉

(様式22)

予 算 明 細 書

初(次) 年度

	1 日 平 均	1 か 月 平 均	1 0 か 月
入院患者数	0人	0人	0人
外来患者数	50人	1,250人	12,500人

患者数の合計は一致します。

(収 入)

科 目	金額(千円)	内 容 説 明
医業収入	(45,640)	
外来収入	(45,640)	
自費収入	4,000	平均 8,000円×年間 500人
社会保険等収入	41,640	平均 3,470円×年間 12,000人
その他の	0	※集団検診料、診断書発行料等
医業外収入	(10)	
受取利息	10	預託金の利息
その他の	0	※従業員、付添人などの給食収入等
借入金	0	※銀行などからの借入金
拠出金	15,000	預金、未収金の合計
前年度繰越金		
計	60,650	

※ 内容説明の例示です。

(様式22)

初（次）年度

（支 出）

科 目	金額（千円）	内 容 説 明
医 業 費 用		
給 与 費		
職 員 給 与		
そ の 他		
役 員 報 酬		
材 料 費		
経 費		
リ 一 ス 料		
賃 借 料		
そ の 他		
そ の 他		
医 業 外 費 用		
施 設 整 備 費		
借入金（元金）返済		
法 人 税 等（租 稅 公 課）		
翌 年 度 繰 越 金		
計		

〈記載例〉

(様式22)

初（次）年度

(支 出)

科 目	金額(千円)	内 容 説 明
医業費用	(47,686)	
給与費	(30,646)	
職員給与	24,260	内容別紙のとおり
その他の	2,786	退職金、法定福利費
役員報酬	3,600	900,000円×年間×4人
材料費	8,000	医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等
経費	(9,040)	
リース料	340	
賃借料	8,000	土地・建物の賃借料
その他の	700	福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、交際費、修繕費、消耗品費、租税公課
その他の	0	※委託費、研究研修費、本部費 等
医業外費用	10	支払利息など
施設整備費	500	医療機器購入費、施設整備費
借入金（元金）返済	600	
法人税等（租税公課）	500	
翌年度繰越金	11,354	
計	60,650	

※ 内容説明の例示です。

(様式23)

職員給与費内訳書

(単位:千円)

職種	常勤(名) 非常勤(名) 計(名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額 給与計	C 年間 給与計	D 年間 賞与	E 年間計
医師 (歯科医師)						
看護師 (歯科衛生士)						
准看護師						
薬剤師						
診療放射線技師						
事務員						
その他						
合計						

〈記載例〉

(様式23)

職員給与費内訳書

初(次)年度

(単位:千円)

職種	常勤(名) 非常勤(名) 計(名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額 給与計	C 年間給与計 (10か月分)	D 年間 賞与	E 年間計
医師	1名	1,200	1,200	12,000	0	12,000
	1名	150	150	1,500	0	1,500
	2名		1,350	13,500	0	13,500
看護師	1名	250	250	2,500	500	3,000
	—	—	—	—	—	—
	1名		250	2,500	500	3,000
准看護師	—	—	—	—	—	—
	1名	120	120	1,200	200	1,400
	1名		120	1,200	200	1,400
薬剤師	1名	350	350	3,500	700	4,200
	—	—	—	—	—	—
	1名		350	3,500	700	4,200
事務員	1名	180	180	1,800	360	2,160
	—	—	—	—	—	—
	1名		180	1,800	360	2,160
合計	4名		1,980	19,800	1,560	21,360
	2名		270	2,700	200	2,900
	6名		2,250	22,500	1,760	24,260

《作成上の注意》

- 新たに開設する医療施設の初年度の職員数は、「新たに開設しようとする診療所(病院又は介護老人保健施設)の概要」(様式17-1)と「新たに開設しようとする施設等の概要(附帯業務)」(様式17-2)の職員数と一致又はその職員数を上回ります(年度途中で職員の採用があった場合)。
- 管理者医師等の給与を支出予算書に「役員報酬」として計上する場合は、この内訳書の欄外にその旨を記載し、当該医師等についてはこの内訳書から除外してください。
- 合計額は、支出予算書の「職員給与」の額と一致させてください。
- 職種は、必要に応じて加除してください。

《予算書作成上の注意》

- 1 「設立後2年間の予算書（総括表）」（様式21）、「予算明細書」（様式22）、「職員給与費内訳書」（様式23）が必要です。
- 2 内容を事業計画と一致させてください。
- 3 初年度が6か月未満の場合は、3年度分作成してください。
- 4 医療施設を2か所以上開設する場合は、予算明細書は医療施設ごとに作成してください。
- 5 1,000円未満は、四捨五入してください。
- 6 収入・支出科目は、必要に応じて加除してください。
- 7 収入予算計と支出予算計は一致させてください。
- 8 初年度支出予算書の「翌年度繰越金」と次年度収入予算書の「前年度繰越金」とは一致させてください。
- 9 この予算書は、現金の流れ（キャッシュフロー）を表すものですので、減価償却費や引当金のような科目は計上しないでください。
- 10 初年度の「拠出金」は、拠出財産（「財産目録」（様式3））のうち「現預金」としてください。
- 11 法人税等（租税公課）は、発生主義に従って記載してください。例えば、実際の納税が次年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上してください。
- 12 平均患者数、平均単価は、実績（「過去2年間の実績表」（様式24））に基づくものとしてください。実績と異なる場合又は実績がない場合は、根拠となる書類を添付してください。
- 13 自賠法及び労災法による診療収入は、自費収入として計上してください。
- 14 介護保険に関する収入は、社会保険等収入として計上してください。
- 15 運転資金「必要額」の求め方
必要額＝初年度支出（医業費用＋医業外費用＋借入金（元金）返済）の2か月分
- 16 運転資金「準備額」の求め方
準備額＝拠出金（現預金）＋窓口収入の2か月分
この場合、「窓口収入」＝前年度の保険等基金窓口収入＋自費診療費収入
↑実績（「過去2年間の実績表」（様式24））に基づくものとしてください。異なる場合は、根拠となる書類を添付してください。
- 17 今回法人化する診療所について2年以上個人開設されている方が、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を1か所のみ開設する医療法人の理事長及び診療所の管理者に就任する場合、この様式の添付は不要です（作成は必要です。）。ただし、過去2年間の黒字の確定申告書を添付することが可能で、かつ医療法人設立後2年間においても、事業の変更がない場合に限ります。
- ※ 「2年以上」の判定は、同一の管理者、同一の診療所所在地において行います。
- 18 上記17に関わらず、病床をもっている診療所を開設している場合は、この様式の添付は必要です。
- 19 「職員給与費内訳書」（様式23）については、当該様式記載の《作成上の注意》を参照のうえ作成してください。

(様式24)

過去2年間の実績表

平成 年分 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

収 入	支 出
1 診療収入 _____ 円	1 診療事業支出 _____ 円
保険等基金収入 _____ 円	人件費 _____ 円
同上窓口収入 _____ 円	診療経費 _____ 円
自費診療収入 _____ 円	一般管理費 _____ 円
その他の収入 _____ 円	
2 事業外収入 _____ 円	2 事業外支出 _____ 円
	3 利益 _____ 円
合計 _____ 円	合計 _____ 円

平成 年分 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

収 入	支 出
1 診療収入 _____ 円	1 診療事業支出 _____ 円
保険等基金収入 _____ 円	人件費 _____ 円
同上窓口収入 _____ 円	診療経費 _____ 円
自費診療収入 _____ 円	一般管理費 _____ 円
その他の収入 _____ 円	
2 事業外収入 _____ 円	2 事業外支出 _____ 円
	3 利益 _____ 円
合計 _____ 円	合計 _____ 円

《作成上の注意》

- 1 実績が浅い場合（確定申告前の場合）、直近までの試算表（※添付が必要）に基づく数値を記載してください。
- 2 複数の診療所等がある場合は、合計とそれぞれの診療所等の実績表を作成してください。

